

【輸入通関】-法規制：毒物及び劇物取締法 FedEx での取り扱い

毒物及び劇物取締法は健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から規制する法律です。

毒物又は劇物を輸入する場合は、お客様自身で手続きをしていただき、必要書類を揃えた上で通関前に弊社へご提出していただくこととなります。

【販売または譲渡目的で輸入】

毒物及び劇物取締法に基づく輸入業と品目の登録が必要となります。

- 有効期間内の毒劇物輸入業登録票
 - 毒劇物輸入業品目登録済証
- 輸入業の登録をしていない場合、又は輸入する品目を登録していない場合には輸入ができません。

【販売または譲渡目的以外の輸入】

厚生局確認印が押印された輸入確認申請書の提出をお願いいたします。

輸入確認申請書の手続き先は貨物の到着空港により以下の通りになります。

- ✓ 成田空港到着：関東信越厚生局
- ✓ 関西空港到着：近畿厚生局

【注意事項】

- 弊社では毒物及び劇物取締法に基づく通関時必要書類の取得代行は行っておりません。
- 輸入する商品が毒物又は劇物に該当するか判断がつかない場合は、各省庁へご確認いただきますようお願いいたします。
- 化学品関連の他法令（化審法・麻薬及び向精神薬取締法）等にもご留意いただき事前に確認いただきますようお願いいたします。

参考資料・情報リンク

毒物及び劇物取締り法 国立医薬品食品衛生研究所 HP（毒劇物検索性ファイル）

<http://www.nihs.go.jp/law/dokugeki/dokugeki.html>

関東信越厚生局ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/index.html>

関東信越厚生局”医薬品等の輸入手続きについて“(輸入確認申請書入手先:成田空港到着分)

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kantoshinetsu/iji/yakkanhp-kaishu-2016-3.html>

近畿厚生局ホームページ

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/index.html>

近畿厚生局“医薬品等の輸入関係”（輸入確認申請書入手先：関西国際空港到着分）

<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/gyomu/yakkan/>